

令和4年度第2回佐伯市総合教育会議

日時：令和5年1月12日（木）13：30～

場所：佐伯市役所本庁舎5階 庁議室

1 市長あいさつ

2 協議

（1）佐伯市教育大綱の策定について

（2）その他

3 意見交換

4 閉会

佐伯市教育大綱の策定について

1 策定の趣旨

教育大綱は、平成 27 年 4 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を地方公共団体の長が総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めるものである。

2 大綱の定義等（文部科学省通知（抜粋））

（1）教育大綱の定義

- ・地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の根本的な方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・国の教育振興計画における基本的な方針を参酌して定めるが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、その実情に応じて策定する。
- ・対象期間は法律では定められていないが、4～5年程度を想定。

（2）教育大綱への記載事項

- ・地方公共団体の判断に委ねられるが、主として地方公共団体の長が有する予算や条例提案等の権限に関する事項についての目標や施策の根本となる方針が想定される。
- ・地方公共団体の長が策定するものであるが、総合教育会議において十分に協議・調整を尽くすことが必要。

3 大綱の策定方法、方針

○策定方法

令和 4 年度に策定作業を行っている第 2 次佐伯市総合計画後期基本計画及び第 2 期佐伯市長期総合教育計画中間年改訂版（“まなび” プラン 2023）、また、の関連計画の内容を踏まえ、総合教育会議で協議し、策定する。

○策定方針

国や県の教育振興施策の方針に留意するとともに、今後の社会の変化を見据えた課題等へ市長部局と教育委員会が連携して対応していくための方針や施策の方向性を示すものとする。

大綱の全体方針は第 2 次佐伯市総合計画後期基本計画（策定作業中）の基本政策を踏まえて決定し、教育・学術の振興については第 2 期佐伯市総合計画後期基本計画中間年改訂版（策定作業中）との整合性を図るものとする。

4 対象期間

第2次佐伯市総合計画後期基本計画との整合性を踏まえ、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までとする。

5 関連計画

○第2次佐伯市総合計画後期基本計画

計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

○第2期佐伯市総合計画後期基本計画中間年改訂版（さいき“まなび”プラン2023）

計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

6 策定スケジュール

令和4年度第2回佐伯市総合教育会議にて市長と教育委員会で協議を経た後に、市長が定める。

7 参考

※法律上の位置づけ

項目	佐伯市教育大綱	佐伯市長期総合教育計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 (総合教育会議で調整・協議)	地方公共団体 (教育委員会)
策定期間	令和5～令和9年度	第1次：平成19～平成28年度 (平成24年度に中間年改訂) 第2次：平成29～令和9年度 (令和5年度に中間年改訂)
範囲等	国の「教育振興基本計画」を参酌し、本市の実情に応じて策定	
	本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針 ※策定必須	本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務
策定手続	総合教育会議における協議が必要 ※議決不要 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3)	議決が必要 (佐伯市議会基本条例第11条)

佐伯市教育大綱

令和5年 月

佐伯市

目次

○はじめに	…2
○大綱策定の趣旨	…3
○大綱の位置づけ	…3
○対象期間	…3
○基本理念	…4
○重点方針	…6
ふるさとを愛し、グローバル・ユニバーサルな視野に立つ人材の育成	
○基本方針	
（基本方針1）「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	…8
（基本方針2）信頼と協働による学校づくりの推進	…10
（基本方針3）社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成	…11
（基本方針4）人権を尊重するまちづくりの推進	…12
（基本方針5）健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興	…13
（基本方針6）あらゆる人々が文化芸術を楽しむ機会の充実	…14

はじめに

江戸時代の佐伯藩8代藩主 毛利高標（たかすえ）は、三大学者大名と呼ばれたほどの学問好きでした。安永6（1777）年に藩士の指定育成を目的とした藩校「四教堂（しこうどう）」、日本有数と称された8万冊余りの蔵書を誇った「佐伯文庫」を開設し、広く文教を広めました。論語にある「文（学問）、行（徳行）、忠（忠実）、信（誠信）」の四つの教えを教育理念としたことがその名の由来と言われています。藩校では、常に300人ほどが学び、他藩からも学びに来る生徒がありました。



この「四教堂」からは、明治時代のジャーナリストであった矢野龍溪のほか、多くの優れた人材が輩出されています。

本市では、「第2次佐伯市総合計画」の基本構想に掲げる『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を推進するため、「経済・社会・環境」の三側面が調和した取組、佐伯版SDGsの推進による『さいきオーガニックシティ』（人と自然が共生する持続可能な循環型共生社会）の実現を目指しています。

『さいきオーガニックシティ』の実現のための施策を推進するには、地域社会を構成する市民・企業・行政など、多様な主体が相互連携を図る必要があります。そのためには人材の育成が最も重要であり、教育は人材育成の根幹をなすものです。

ふるさとを愛し、グローバル・ユニバーサルな視野に立つ人材、未来を切り拓く力を持つ人材を育成するため、教育委員会と連携し、社会の状況に応じた施策を展開しながら、本市の教育の総合的な推進を図ってまいります。

佐伯市長

田中利明

大綱策定の趣旨

平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を地方公共団体の長が総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めるものです。

大綱の位置づけ

佐伯市教育大綱は、国の「第3期教育振興基本計画」や市政運営の基本となる計画である「第2次佐伯市総合計画」を踏まえて策定するものです。

本大綱では、市政全体として、教育や人材育成に取り組むための基本方針や施策の方向性を示しています。

大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

基本理念

人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生

平成17（2005）年に1市5町3村が合併して誕生した本市では、平成19（2007）年に第1期佐伯市長期総合教育計画を策定し、「人が学び、人が活き、人が育つ佐伯の教育」の創造を本市教育の柱としてきました。

時代の変化に対応しながら、今後も継続して「人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生」を実現することが、本市の人材を育成する上で肝要であることから、佐伯市教育大綱の基本理念とします。

○国においては、第4期教育振興基本計画の策定に当たり、超スマート社会（Society5.0）

（※1）に対応するため、「デジタル」と「リアル」の最適な組み合わせの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討する必要があるとあり、また、共生社会を実現していく上でウェルビーイング（※2）が実現されるように制度の在り方を考えていく必要があると示しています。

本市の教育現場でも、国が示したGIGAスクール構想（※3）により、令和2年度に市内小・中学校の児童生徒に対し一人一台端末環境を整備しました。これにより、学校現場での授業展開も大きく変化してきています。これまでの学力向上の取組に加え、ICT機器の活用により、学習活動の一層の充実と確かな学力の育成を目指します。

○令和2年4月に大分空港が「宇宙港」として活用されることが決定されました。大分県では、大分空港のスペースポートとしての活用に向けた取組にあわせて、科学に対する子どもたちの興味・関心を高めるために宇宙を題材とした探究的な学習やSTEAM教育（※4）を推進しており、本市においても総合的な学習の時間をはじめとした教科横断的な学習を実施しているところです。県と連携して、科学に関する学習の更なる充実を図り、児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさに気づく機会を提供します。

○地域との交流や体験活動、文化芸術に触れ合う機会や食育、スポーツへの参加機会なども、豊かな心、健やかな体の育成のために充実させます。

○近年は本市に在住する外国人が増加傾向にあり、今後更なる多文化共生・国際理解を進めていく必要があります。外国にルーツを持つ方々と市民が、相互の言語や文化に対する理解を深めることができる機会を創出していきます。

※1 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。【出典：内閣府】

※2 ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。【出典：厚生労働省】

※3 GIGA スクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。【出典：文部科学省】

※4 STEAM教育

STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Art）を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。【出典：文部科学省】

重点方針

ふるさと佐伯を愛し、グローバル・ユニバーサルな視点に立つ人材の育成

少子高齢化が進む本市では、持続可能な地域社会を実現するためには、人材育成が特に重要です。本市の教育施策の中でも、人材育成に関連するものに重点的に取り組みます。

【施策及び方向性】

（1）子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現

- ・「子どもに付けたい力を意識した密度の濃い授業」の実現に向けた単元構想に基づく授業改善を推進します。
- ・佐伯市学力向上実践研究事業による研究を推進します。

（2）子どもの居場所づくりの推進

- ・佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」の機能の充実を図ります。
- ・児童生徒の学校内外における居場所づくりを進めていきます。

（3）望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成

- ・小・中学校における食育を推進します。

（4）共生社会の形成を担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成

- ・社会問題や地域課題の解決に積極的に取り組む人材の育成を図ります。
- ・地域に根差した生涯学習の拠点施設、学びの場づくりに努めます。
- ・青少年に対し、豊かで充実した体験学習の機会を提供します。
- ・体験学習の機会を提供するための組織づくりを推進します。
- ・市立図書館を核として、読書に親しむ環境づくりや読書活動を推進します。

（5）郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進

- ・文化財・伝統文化の保存、継承、活用を推進します。
- ・市民が文化財・伝統文化への理解を深める取組を推進します。
- ・行きたくなる歴史文化施設を目指す取組を推進します。

（6）ライフステージに応じたスポーツの推進

- ・市民が気軽にスポーツに参加できる環境づくりに取り組みます。
- ・体育施設の効率的・効果的な活用を促進します。

（7）地域の特性に応じた教育による少子化への対応

- ・子どもの人数に応じた学校の適正規模の検討を進めます。
- ・地域の「ひと・もの・こと」を活用した生活科、総合的な学習の時間の充実を図ります。
- ・佐伯市立幼稚園、小・中学校の幼児、児童生徒の通学を支援します。

基本方針1

「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

変化が激しく、予測が難しい社会を生きる子どもたちには、様々な変化と積極的に向き合い、他者と協働する力が求められます。

児童生徒の発達段階、一人ひとりの状況に応じ、これからの社会に対応するための学力・豊かな心・健やかな体を育成し、「生きる力」をはぐくむ施策を推進します。

【施策及び方向性】

（1）確かな学力の育成

- ・基礎学力の定着及び読解力、表現力を育成する学力向上対策を推進します。
- ・学んだことを定着・習熟につなぐ指導と家庭学習の連動の充実を目指します。

（2）豊かな心の育成

- ・道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動を推進します。
- ・読書活動の推進を図ります。
- ・勤労観・職業観を育成します。

（3）健やかな体の育成

- ・健康教育を推進します。
- ・望ましい食生活と食習慣の形成を図る食育を推進します。
- ・学校体育の充実を図ります。
- ・中学校部活動の地域移行を推進します。

（4）特別支援教育の充実

- ・「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」（※）の充実を図ります。
- ・佐伯市就学支援委員会（※）による就学支援を適切に実施します。
- ・障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備に努めます。

（5）生徒指導の充実

- ・児童生徒の自己肯定感を高めるための取組を推進します。
- ・いじめの早期認知、組織的対応を徹底します。
- ・不登校児童生徒に対して、個々の状況に応じた適切な支援を行います。

- ・関係機関と連携して効果的な支援を行います。

（6）幼児教育の充実

- ・幼稚園教育の充実を図ります。
- ・幼稚園と保育所・認定こども園（※）及び小学校との連携を推進します。
- ・関係機関と連携した子育て支援の充実を図ります。

（7）教育の国際化・情報化の推進

- ・外国語教育の充実を図ります。
- ・国際理解教育の充実を図ります。
- ・情報教育の充実に努めます。

基本方針2

信頼と協働による学校づくりの推進

「生きる力」をはぐくむためには、子どもたちを取り巻く環境の整備も必要です。地域の実態に応じて、地域・家庭との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。

（1）豊かな教育環境の整備

- ・特色ある学校づくりを推進します。
- ・小中一貫、小中連携教育を推進します。
- ・学校における働き方改革を推進します。

（2）教職員の意識改革と資質能力の向上

- ・「芯の通った学校組織」の深化・充実に進めます。
- ・教職員評価システムの効果的な運用を進めます。
- ・教職員研修の充実に図ります。

（3）地域とともにある学校づくりの推進

- ・家庭・地域との協働による目標達成に取り組みます。
- ・学校評価システムの充実に図ります。
- ・学校公開等の推進を図ります。
- ・地域の教育力活用を推進します。

（4）安全・安心な学校づくりの推進

- ・安全教育の充実に図ります。
- ・安全・安心な学校施設の整備を推進します。
- ・通学時の安全確保を図ります。
- ・危機管理能力を備えた人材の育成を推進します。

（5）安全・安心な学校給食の提供と効率的な学校給食の運営

- ・安全・安心な学校給食を提供します。
- ・効率的な学校給食の運営を図ります。

基本方針3

社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成

生涯を通じて学び続けられる地域社会を構築するため、学ぶ意欲を支える施設整備とその活用を推進し、地域での学びの機会・内容の充実を図ります。

（1）学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用

- ・ 公民館の改修・建て替え、集会所や分館の地区譲渡を進めます。
- ・ 情報化社会に対応した公民館機能の充実を図ります。
- ・ 地域の活動が幅広く可能になるよう公民館の在り方を検討します。
- ・ 市民に親しまれる図書館の在り方を検討します。

（2）「地域協育」・「地域協働」の推進

- ・ 学校・家庭・地域が連携した「協育」ネットワークの充実を図ります。
- ・ 家庭教育講師団の充実と家庭教育プログラムの拡充を図ります。

基本方針4

人権を尊重するまちづくりの推進

国や地域、人種、ジェンダー、障がいの有無等、様々な側面における多様性が受け入れられ、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や地域における人権教育及び啓発に努めます。

（1）学校における人権教育の推進

- ・児童生徒の人権に関する知識・感性・意欲・態度・技能を育成します。

（2）地域における人権教育の推進

- ・様々な差別問題の解決に向けた教育及び啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図るとともに指導者の育成に努めます。

基本方針5

健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興

児童生徒の発達段階やニーズに応じて、日常的にスポーツに取り組むことができる環境の整備を図ります。

（1）競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実

- ・ 競技団体の育成と組織強化を図ります。
- ・ 子どものスポーツ活動の支援に努めます。

基本方針6

あらゆる人々が文化芸術を楽しむ機会の充実

文化芸術は、人々の豊かな感性を育み、創造的な活力のある地域づくりに必要なものです。
学校教育・社会教育と連動し、全ての市民が多様な文化芸術活動に参画できる環境と機会を提供します。

（1）心と感性を刺激する未来志向のひとづくり

（2）人と人、地域と地域がつながる仕組みづくり

（3）多様で文化的な市民創造の基盤づくり

- ・文化芸術に触れる機会の充実を図り、文化芸術活動を支援します。
- ・市内の文化施設間の連携、地域間の連携・団体間の連携、まちづくり事業との連携を図り、アーティスト・市民間交流を促進します。
- ・佐伯の文化芸術を学ぶ機会の提供、文化芸術に携わる人材育成の推進、世代を超えた交流・コミュニケーションの場づくりを行います。
- ・地域文化の調査・研究、情報発信力の強化を行います。

佐伯市教育大綱（案）		さいき”まなび”プラン2023（素案）		文化芸術振興計画		【参考】佐伯市総合計画後期基本計画（素案）	
						基本政策	主な取組
基本理念	人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生	全体目標	「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造	基本理念	あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市	4	人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生（教育文化）
重点方針	ふるさと佐伯を愛し、グローバル・ユニバーサルな視野に立つ人材の育成	重点目標	これからのオーガニックシティ佐伯を支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～			4	教育文化 (1)ウ 児童生徒が主体的に学び、「わかる・できる」喜びを感じる授業の取組
(1)	子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現	重点施策-1	子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現			4	教育文化 (1)カ 自己肯定感の向上と自己指導能力の育成に向けた取組
(2)	子どもの居場所づくりの推進	重点施策-2	子どもの居場所づくりの推進			4	教育文化 (2)ウ 地域人材育成の取組
(3)	望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成	重点施策-3	望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成			4	教育文化 (2)エ 生涯学習講座等を通じた取組
(4)	共生社会の形成を担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成	重点施策-4	共生社会の形成を担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成			4	教育文化 (3)イ 体験活動の提供
(5)	郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進	重点施策-5	郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進			4	教育文化 (4)イ 文化財・伝統文化の保存と活用
(6)	ライフステージに応じたスポーツの推進	重点施策-6	ライフステージに応じたスポーツの推進			4	教育文化 (2)カ スポーツを実施する機会の創出
(7)	地域の特性に応じた教育による少子化への対応	重点施策-7	地域の特性に応じた教育による少子化への対応			4	教育文化 (1)ア 地域と連携した学校づくりの取組
基本方針1	「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	基本目標Ⅰ	「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進			4	教育文化 (1)ウ 児童生徒が主体的に学び、「わかる・できる」喜び
(1)	確かな学力の育成	基本施策Ⅰ-1	確かな学力の育成			4	教育文化 (1)オ 児童生徒の体力向上の取組
(2)	豊かな心の育成	基本施策Ⅰ-2	豊かな心の育成			4	教育文化 (1)イ 障がいのある幼児・児童・生徒を支援する取組
(3)	健やかな体の育成	基本施策Ⅰ-3	健やかな体の育成			4	教育文化 (1)エ 外国語教育や国際理解教育の充実を図る取組
(4)	特別支援教育の充実	基本施策Ⅰ-4	特別支援教育の充実				
(5)	生徒指導の充実	基本施策Ⅰ-5	生徒指導の充実				
(6)	幼児教育の充実	基本施策Ⅰ-6	幼児教育の充実				
(7)	教育の国際化・情報化の推進	基本施策Ⅰ-7	教育の国際化・情報化の推進				
基本方針2	信頼と協働による学校づくりの推進	基本目標Ⅱ	信頼と協働による学校づくりの推進			4	教育文化 (1)ア 地域と連携した学校づくりの取組
(1)	豊かな教育環境の整備	基本施策Ⅱ-1	豊かな教育環境の整備			4	教育文化 (1)キ 防災・減災教育の推進
(2)	教職員の意識改革と資質能力の向上	基本施策Ⅱ-2	教職員の意識改革と資質能力の向上			4	教育文化 (1)ク 学校施設整備
(3)	地域とともにある学校づくりの推進	基本施策Ⅱ-3	地域とともにある学校づくりの推進				
(4)	安全・安心な学校づくりの推進	基本施策Ⅱ-4	安全・安心な学校づくりの推進				
(5)	安全・安心な学校給食の提供と効率的な学校給食 運営	基本施策Ⅱ-5	安全・安心な学校給食の提供と効率的な学校給食運営				
基本方針3	社会教育の充実と子ども・若者の豊かな心の育成	基本目標Ⅲ	社会教育の充実と子ども・若者の豊かな心の育成			4	教育文化 (2)ア 公民館や社会教育施設等の整備
(1)	学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用	基本施策Ⅲ-1	学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用			4	教育文化 (2)イ 市立図書館の利便性の向上
(2)	「地域協育」・「地域協働」の推進	基本施策Ⅲ-2	「地域協育」・「地域協働」の推進			4	教育文化 (3)ア 「地域協育」・「地域協働」の推進
基本方針4	人権を尊重するまちづくりの推進	基本目標Ⅳ	人権を尊重するまちづくりの推進			6	まちづくり (1)ア 学校教育
(1)	学校における人権教育の推進	基本施策Ⅳ-1	学校における人権教育の推進			6	まちづくり (1)イ 生涯学習
(2)	地域における人権教育の推進	基本施策Ⅳ-2	地域における人権教育の推進				
基本方針5	健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興	基本目標Ⅴ	健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興			4	教育文化 (2)オ 子ども・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上
(1)	競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実	基本施策Ⅴ-1	競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実			4	教育文化 (4)ア さいき城山桜ホールを拠点とした持続可能な文化芸術の振興
基本方針6	あらゆる人々が文化芸術を楽しむ機会の充実			基本施策	Ⅰ：親しむ Ⅱ：つながる（ヨコ軸連携） Ⅲ：学ぶ（タテ軸連携） Ⅳ：再発見＆発信	4	教育文化 (1)ケ 総合教育会議の取組
		基本目標Ⅵ	市民に開かれた教育行政の推進				
		基本施策Ⅵ-1	教育委員会及び事務局の機能充実				